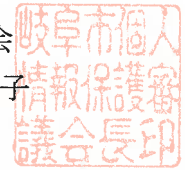


答 申 第 3 0 3 号
令 和 3 年 1 月 2 5 日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池 田 紀 子



保有個人情報の提供について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第3項の規定に基づき、令和3年1月15日付け岐阜市子若第629号の2で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案の概要

近年に発生した児童虐待の事案において、虐待された児童が転居した際の自治体間の引継ぎや、児童相談所と市町村の情報共有が不十分であったことが課題として挙げられている。

こうした課題の解決のため、「要保護児童等に関する情報共有システムについて」（令和2年2月21日付け子家発0221第1号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）において、自治体間及び児童相談所・市町村間の情報共有を行うための全国統一のシステムとして、要保護児童等に関する情報共有システム（以下「情報共有システム」という。）の運用を令和3年度から開始し、各自治体においては、情報共有システムの導入のための準備を進めるよう通知された。

本市において情報共有システムを導入するためには、厚生労働省（以下「国」という。）に子ども未来部子ども・若者総合支援センター（以下「子ども・若者総合支援センター」という。）が保有する要保護児童等の情報（以下「本件個人情報」という。）を提供し、当該情報を情報共有システムに登録する必要がある。自治体間及び児童相談所・市町村間における情報の提供については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2又は児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第13条の4の規定に基づき行うことができるが、国に情報を提供する法令上の根拠はないことから、条例第10条第2項第6号の規定により、本件個人情報を提供する。

2 提供する本件個人情報

子ども・若者総合支援センターが相談を受理した家庭に属する要保護児童（保

護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童をいう。）、要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童をいう。）又は特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦をいう。）（以下「要保護児童等」という。）及びその保護者に係る次に掲げる情報

※初期提供件数（約4,200件）、随時提供件数（年間約800件）

ア 相談受理年月日

イ 相談有無

ウ 事例番号

エ 相談種別

オ 担当者

カ 要保護児童等の氏名、性別、生年月日、年齢及び住所

キ 要保護児童等の保護者の氏名及び住所

3 意見

適当なものと認める。